白川町公告第３７号

国土調査による筆界案の作成公告

上佐見Ⅱ地区内の下記の土地について、国土調査法（昭和２６年法律第１８０号）による地籍調査を行い筆界案を作成したので、地籍調査作業規程準則第３０条第４項の規定により公告する。

令和８年１０月１日

白川町長　　佐　伯　正　貴

記

１．筆界案の名称　　白川町上佐見Ⅱ地区字島ケ牧、字境谷の一部筆界案

２．閲覧期間　　令和８年１０月　７日から
令和８年１０月２６日まで　　２０日間

３．閲覧場所　　白川町役場　町民課地籍調査係事務室

４．閲覧の結果、意見がある場合は、上記の閲覧期間内に、白川町長に対し、その旨の申出をすることができる。

５．意見の申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

６．閲覧は、期間中毎日午前９時から午後５時まで行うこととする。
（ただし、閉庁日は除く。）